

令和8年度 鹿児島地方最低賃金審議会

第5回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時		令和8年8月21日（金）9時59分～12時16分
開催場所		鹿児島合同庁舎第2会議室
出席者	公益代表委員（3名）	川口俊一 松本俊哉 瀬口毅士（敬称略）
	労側委員（3名）	上藺哲也 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使側委員（3名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	藤原労働基準部長 松下賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策 2 各都道府県の賃上げ支援施策 机上配布 令和8年度地域別最低賃金の審議・決定状況	

○ 川口部会長

おはようございます。皆さん、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから令和8年度第5回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の部会の成立について、報告をお願いいたします。

○ 松下室長

本日は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、事務局にて本日の会議の開催に先立ち、傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、8名の傍聴の希望と報道機関7社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口部会長

はい、ありがとうございました。本専門部会は無効に成立しているとのことですので、これから審議を開始いたしますが、今、事務局から話がありましたように、本日は傍聴と取材

の希望をされる方々がいらっしゃいます。公労使三者がそろって議論を行う場においては公開としたいと思いますので、事務局は傍聴希望者、取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

(傍聴者及び取材者入室、資料配付)

○ 川口部会長

それでは議事を再開したいと思います。

会議に先立ちまして、事務局から何か報告等ございますか。

○ 松下室長

本日の配付資料は特にございません。

委員の皆様には、現時点で事務局にて把握している各局の審議、決定状況等を一覧にまとめたものを机上配付させていただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ほかに委員の皆さん、何か質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、具体的な審議に入っていきたいと思います。

前回の第4回の本専門部会において、労側が79円の引上げで1,105円、使側が、中央最低賃金審議会から示された目安額である56円の引上げで1,082円の金額提示がなされたところですが、労使の御意見には隔たりがありこれ以上の審議が困難であると判断して、前回の専門部会を解いております。

これから先の議論としましては、双方ともどれだけ歩み寄れるかということが可能かどうかということになるかと思っています。

つきましては、まず、労側等の御意見等いかがでしょうか。

○ 白石委員

はい、労働者側、白石です。よろしくお願いいたします。

労働側としては、最初のスタンスどおり、最低賃金は連合のリビングウェイジを下回ってしまして、やっぱり全体をアップして最低生計費を賄うものにはなってないということ。あと物価高の基調は変わっていない。そして生活コストは引き続き高止まりになっているということで、最低賃金というものはセーフティーネットだということを何遍も言わせてもらっております。

また、最低賃金の遵守というところも踏まえると、やはりここをやっていかないといけない。よく罰則がきつからという話がよく聞かれますけど、なぜ罰則があるのかというようなところをきちんと整理したいと思っております。やはり罰則がなければ、幾らでも雇っていいというところから見ますと、買ったたいたりとかそういうような働き方になると思います。双方、企業の最低賃金を遵守して労働者に対して適正な賃金を支払う義務があるというようなこともありますし、きちんとした生計ができるというところ。そこをきちんとやっていかないといけないのではないのかと思っております。

この罰則があるからこそ賃金であって、我々が今協議をしているのは、通常の賃金じゃなくて最低賃金です。この最低が付くところは、生活していく上で、これ以下ではやってはいけないということです。そこをきちんと踏まえた上で、連合のリビングウェイジを中心に、この金額でないと生活ができないのだということを主張しています。

また、物価も上がる中で格差是正ということで、今年度の最低賃金の状況も見ますと、やはり目安額以上のところが結構通っている。特に例年Aランクは目安だけでしたが、今年度は半分の地区でAランクの中でも目安以上通っています。

そして、支払い能力で見ますと、我々が今までデータを出しながら、支払い能力もですけど、前回の会議の中で経営側からありました、価格転嫁できないがために賃金が上げられないというような主張がありますが、我々の考え方は違って、価格転嫁できないということ、これを労働者がやることはできません。やはりそこは企業の責任であります。企業がやっていないことで全国の39位になっている。ここを持ってこられて価格転嫁ができないので賃金を上げられないということは我々としては納得ができないということになります。

やはりこの価格転嫁も含めてきちんとやっていかないといけないと思っておりますし、一

番最初に話した労働側の基本的なスタンスで、企業の存在価値、意義、そして社会的責任はどうあるべきかと、それと離島を抱えている鹿児島県の経済、県民生活、県民に寄り添い物価高に苦しむ最低賃金近傍で働く県民を置き去りにしてはいけないということで、申し上げさせてもらいました。やはり離島も含んでおりますし、確認は取っておりますけど通常の支払い能力は、厳しいところに目を当てたものじゃなくて、通常に経営できるところの支払い能力だと思っておりますので、そこを我々は曲げてはいけないと思っております。

そして、会社の経営責任といいたいでしょうか、企業が人を雇う意味ということを再度考えてもらいたいと思います。会社あつてのという形もありますけど、労働者あつての企業でもございます。やはり労働者を雇うということは、そこで雇った人間に人としてきちんと最低限の生活ができる賃金を支払うということは企業側の社会的責任だと思っております。

現状、我々はリビングウェイズの昨年度の1,100円を中心に、今、1,105円というようなことで言っております。ここで確認したいのは、ほかの地域もありますが経営側のほうが今、目安額の56円というようなことでございますが、この目安では、地域間格差も含めセーフティーネットの金額ではないと思っておりますし、仮に56円というような形になれば、最低賃金は最下位あるいは下の方で、鹿児島の最低賃金はこれでふさわしいんだというところと経営者が思われているのであれば、我々すれば相当乖離があるのではないかとと思っております。この56円を我々は目安プラスαのところを持っていかなければ、県民の生活が成り立っていかないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、社会的責任で見ますと、資料はございませんが、第2回の専門部会の資料の青の4にありますけど、最低賃金を主眼とする監督指導の結果で・・・第2回の専門部会の第4表ですね。

この中で法違反というところなんです。私どもが例年言っておりますが、憤りを感じているのが法違反のところの最賃額を知っているところで、71.8%の方の企業が最低賃金を知っているながら法律違反を行っている。なおかつ、金額は知らないが適用されることは知っているところが25%、なおかつ、最賃が適用されることすら知らなかったが3.1%もあります。

やはり人を雇う上で経営者というか企業の責任として、最低賃金の履行、これを知っている、あるいは知っているけどやらない、あるいは全く知らない、こういったところがございます。この監督指導というところにも目を向けながら、きちんとこういうところも保護していく。やはり最低賃金はセーフティーネットだと思っておりますので、このままの提示額で我々はいきたいと思っております。

最低賃金近傍で働くというところでは、何遍も言いますけど、物価が上がっているという
ようなところも踏まえてこの金額を出しているというような形になります。よろしくお願いします。

反対に、我々もこの最低賃金、今言いました第4表、監督指導の結果を経営者側がこの表
を見て、どうしようにお考えになるのかもお聞かせ願いたいと思います。

○ 川口部会長

はい、ありがとうございました。ただいま労側から説明がございました。

何か質問、御意見等ございませんか。後ほどまた両者とも御意見等を何う形にもなろうか
と思いますけど、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

はい。一応、金額とすると前回のままということで考えてよろしいですね。はい。

続きまして、使側に説明、報告をお願いいたします。

○ 濱上委員

使用者委員、濱上でございます。

今御説明があったように、健康で文化的な生活を営むための貧困対策であるというような
労側の御意見、そういう側面があるというのはもうもちろん十分我々も認識をしております。
セーフティーネットであるというのも認識をしております。

ただ、前回リビングウェッジは、支払い能力を考慮してないということをおっしゃいまし
たけれども、最賃はやはりそこも見なさいということではあるわけですので、我々は支払い
能力も当然見ながらしているということでもあります。

それから、そういうセーフティーネットではあるのですけれども、そういった責めを全て
企業の賃金引上げだけで解決しようとするのかということころには、私は疑問を感じておりま
す。まがりなりにもここ数年、最賃も大幅な引上げをしてきております。それから、春の賃
金交渉等でもかなりの引上げ率で上がってきていると思います。そういった中でようやく実
質賃金もここ何か月かでプラスに転じてきている。それでも十分でないというのは、税制の

問題とか、企業も負担する社会保険料の問題とか、あるいは政府による物価対策はどうなっているのかとか、いわゆる政府の政策もあるのではないかと思います。

もちろん貧困対策が大事っていうのは十分分かっているのですが、その責めの全てを企業の賃上げだけに頼るといえるのはやはり酷じゃないかなと。全ての施策が相まってそういう対策ができていくのではないかと、もう少し幅広に捉えるべきではないかと。もちろん賃上げが大事だというのは十分理解はしておりますけれども、もう少し幅広に捉えてほしいということでもあります。

それから、今年度の最賃引上げを前に申し上げましたが、九州経済研究所が行った鹿児島県内の企業の調査があります。答えたのは317社ということですが、このうちの15%ですから47～8社ですが、317社のうちの47～8社がもうこれ以上引上げはできない。その理由までは分かりませんが、ゼロ円というふうに答えております。

私どもは、そこを見て審議に応じているわけではないですが、やはり持続的に、物価高等もありますので、賃金を引き上げていかなくてはならないという認識で上げられるところは思い切って上げてください。上げられないところも生産性を高めるなど経営努力をして上げていってください。ということで第4表という、賃金改定状況調査の第4表の③というのが、生計費、賃金、それから支払い能力を総合的に表している数字でありますので、4%引き上げて41円という数字を出したわけです。

それでもまだまだ不十分だ、歩み寄れということでしたので、国の中賃、この中賃の56円という数字も決して低い数字ではない。意見の不一致もあったと伺っておりますけれども、一応中賃が出した数字でありますので私どもも尊重せざるを得ないということで、56円という数字を前回提示したということでございます。

それから、価格転嫁についても、企業努力が足りないということをおっしゃいます。そういう部分は確かにあるのかもしれませんが、例えばBtoCの場合、値上げをすると、即、生活が苦しいとか、値上げは悪であるというような、まだやっぱりそういった風潮があるのは確かです。そういったことによって、すぐすぐ価格に転嫁できないということを非常に悩んでいる企業さん、事業者さんも非常にあります。

ですから、一定の値上げというのは、賃上げの原資になって給料も上げられてそしてまた、生活も向上するいわゆる好循環というのを、適正なインフレというのがあるのかどうか、ちょっと私も知りませんが、その適正なインフレのよさというものを、そういう機運を醸成していくということも大事ではないかなと思っております。

もろもろ申し上げましたけれども、そういったこともありまして、56円というのは非常に苦渋の決断ではあるのですが、そこまでもっていったというような状況であります。

○ 川口部会長

はい、ありがとうございました。ただいま使側からの御報告がございました。

先ほど労側からの説明の中に、いわゆる事業主の最低賃金法違反に関するコンプライアンス、法意識の問題に言及された質問がございましたけれど、これに関しては、使用者側、何かコメント等はございますか。

○ 千代森委員

使側の千代森でございます。

違反があったという件数は確かに出ております。これはまさに、近年の最賃の引上げが大幅で急激過ぎた、それについていけなかった企業も多かったという、裏返しの数字ではないかとも捉えております。

もちろん法律は守るべきだと思っております。

○ 川口部会長

はい、ありがとうございました。今、労使双方の御報告いただきました。

あわせて、各委員から御質問、御意見等ございませんか。

○ 白石委員

近年じゃなく平成16年からずっと出ているのですが、やはり経営責任といいましょうか、企業の社会的責任というところで私は伝えたかったわけで、こういう現状があるということで軽く流していいのかなと。最低賃金を知っていない。本当に企業価値があるのですかというような考え方です。法律を守らない、金額を知っていて最低賃金で働かせている。あるいは、最低賃金があることを知らない。これで人を雇っているのですか、というイメージですね。私が聞いたことになりますので、そこは御報告させていただきたいと思います。

それと、本審の資料の中でもありますけど、会社の内部留保だとか売上高の推移というところと、なおかつ、我々の調べたものを提出しておりますので、全体的に見て我々と

しては、支払い能力はあると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

はい、ありがとうございました。

ほかには御意見等、公益のほうもございませんか。

○ 眞下委員

労側の眞下です。

先ほど価格転嫁、前回は価格転嫁というところで、こちらからの意見、そして経営側からの御回答はあったのですが、先ほど企業努力が足りないのではないかなという話もありました。その企業努力っていうのはたくさんあると思っています。先日も経営側から、セミナーをやって価格転嫁できるような支援策をどんどん使いましょうというようなことも行っていますというような話ありましたが、それだけでどれだけの経営者の方々が価格転嫁に向けての価格交渉に入っているのかっていうところは、やっぱり把握する必要があるのではないかなと思っています。

それと併せて、鹿児島県においては今年の2月から価格転嫁サポーター制度が始まっています。金融機関、鹿児島銀行を含めて、それぞれの事業者に対する助言であったり、いろいろなサポートをするというところで、1,200名を超える方々がそういう準備をしている。にもかかわらず、そういうものも使われているのかどうなのかっていうところ。そういうところは、きっちりとやっぱり把握すべきではないかなと思っています。

一概に価格転嫁はやはり企業側だけの責任とは思っていません。これは社会的課題だというふうには思っていますが、我々労働組合として、当然、行政への要請であったり、加盟組合の経営者に対する要請というのは、我々はできますが、実際に価格交渉ができるのは企業の経営者の方々という形になりますので、そこがどれだけ交渉できているのかどうなのかというところで、この価格転嫁というのは変わってくるのではないかなと思っています。そこを含めてちょっと言い方が、我々としては企業努力が足りないんじゃないのですかっていう、ちょっと失礼な言い方なのかもしれませんが、我々としてはそれを全体として捉えて前回言わせていただいたと思っておりますので、そこを御理解いただければと思います。

○ 川口部会長

はい。

○ 濱上委員

使用者、濱上です。

今おっしゃるように、B to Bの場合は今少しずつですけれども、そういった行政の支援も受けながら、企業同士の力関係もあるのですけれども、そこをきちっと出せるようにということで、いろんなツールもできております。そういうものを使いながら行っていると聞いております。

先ほど申し上げましたのは特にB to Cの問題で、即販売価格とかへの転嫁というのが、売行きがどうなるのかとか、どうしても先に自分たちでかぶってしまう、という部分が多いという声をよく聞くものですから、そういったところでもうすこし全体としての好循環ができるような機運醸成ができないのかなというところを先ほどは申し上げたところでございます。

○ 川口部会長

はい、ありがとうございました。

ほかには御意見等ございませんか。公益委員のほうもよろしいですか。はい。

○ 上蘭委員

労働側の上蘭です。

先ほどありましたB to Cのところ、価格転嫁はなかなか難しいってところは、ある一定程度理解はできるところで、そういう企業があるっていうのはまあ理解しているつもりです。ただ、今回の専門部会ですけれども、そういう企業があるんだという経営者側からの御意見だけで、それが実際どのぐらいあるのかっていう具体的な数字は全く出てきていないと認識しています。

私ども労働者側といたしましては、要求額に対する考え方だったり、それに裏づけされるデータであったりだとか出させて頂いている中で、経営者側が出されるのはDI、言えば、言い方は悪いですけど、5段階評価の何ですかみたいな、そういう形でしかないっていうところがあります。最賃という重要な案件を協議する中で、やはり経営者側もしっかりとしたデータを出してもらわないと、なかなか協議になっていかないなと思っているところです。

今日できれば結審したいと思っているので、お互いに誠実な形で協議をやっていきたい

と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 川口部会長

はい。（濱上委員を指名）

○ 濱上委員

価格転嫁についてデータをというお話でしたけれども、実は、九州経済研究所さんが価格転嫁についてデータを出していただいております。それについてお配りはしておりませんが、必要ならコピーをしてお配りいたします。我々は独自でデータ作成等は労力的にできませんので、これについては経済研究所さんが価格転嫁についてどの程度してるという数字があります。必要ならこれをお出しいたします。

以上です。

○ 川口部会長

はい、ありがとうございました。

ほかにはございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○ 川口部会長

今、御報告があったように、労使ともに金額に関しては前回の提示額を維持するという考えの御説明でございました。現時点において、この平場での協議は非常に尽くされた感があり、難しいと思っておりますので、ここで公労、公使の二者協議に入りたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○ 川口部会長

それでは、別の会場、第1会議室、第3会議室にて、移動をお願いします。

あと、傍聴者及び取材関係者の方々に関しては、ここにお残りいただいて構いませんので、

よろしくお願いいたします。

終わり次第、また再開いたしたいと思います。

<公労使委員退室、二者協議>

○ 川口部会長

それでは、会議を再開いたします。

公労、公使、双方と数回にわたって検討を重ねてきておりますが、なかなか意見の一致、金額の隔たりがございます。ただ、その中でも歩み寄りといいますか、それなりの金額の歩み寄り、あるいは意見の一致に対する姿勢等はお互いが持っているということは確認できております。

今回の二者会議における簡単な報告等ございましたら、労使それぞれから簡単に述べていただければと思っているところでございます。使側のほう、報告お願いいたします。

○ 濱上委員

はい、使側、濱上です。

今、膠着状態が続いているのですけれども、このままでは解決しないということでありますので、使側とすれば、非常に苦渋ではあるのですけれども、目安額に何とかプラスαでできないかということで検討を続けたいと思います。が、今の段階では具体的に提示できる額はございません。

以上です。

○ 川口部会長

はい、ありがとうございました。

続きまして、労側、お願いいたします。

○ 上蘭委員

労側の上蘭です。

連合鹿児島でも昨日、機関会議を開催いたしまして、この間の最賃に関する報告をさせていただいた、各構成組織に経過報告をさせていただいたところでございます。その会議の後、

最賃の委員が集まって、どういう考え方でいくのか結構長い時間議論をいたしました。なぜなら、私どもは連合の中で全権委任をもらってここに出席させていただいている現状がございます。本会議が本日で最後だということで、議論を重ねてきた。本日決定しないと、この委員会が終わらないと、発効が遅れる。そのしわ寄せは労働者に来てしまうというようなこともあって、昨日十分議論したつもりでございました。

使側は、現段階では具体的に提示できる額はないとの事でしたが、目安額にプラスαして頂き早急にご判断していただければと思います。

労側としては本日の最終の金額提示ですけれども、1,100円をお願いしたいと思います。

以上です。

○ 川口部会長

はい、ありがとうございました。使側から新しい金額の提示がございました。1,100円ということでございます。ごめんなさい、労側からですね、すいません。労側から1,100円です。そして、使側に関しましては、持ち帰って検討してきますということです。ということで、本日の会議においてはまだ、いまだに開きがあるということで御報告いたしたいと考えております。

次回の会議等、事務局、報告等ございますか。

○ 二石室長補佐

今回は第6回専門部会となるわけですが、当初6回目を予定してはおりませんでした。事務局としては、8月10日結審時の場合の第4回本審の予定日でありました8月26日水曜日に充てることで調整をさせていただきたいと思いますが、委員の皆様はいかがでしょう。

○ 川口部会長

はい。今、ただいま事務局から日程の御案内、確認がございました。8月26日水曜日、時間は10時でよろしいですか。

○ 二石室長補佐

はい。10時からでお願いいたします。

○ 川口部会長

8月26日水曜日10時からということで、次回の専門部会、開催いたします。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、最後に議事録確認者を指名いたします。労側は白石委員、使側が濱上委員にお願いいたします。

それでは、これにて本日の専門部会は閉会いたします。どうもありがとうございました。